

令和6年度 監査計画

藤沢市監査委員

藤沢市監査事務処理規程に基づき、令和6年度監査計画を次のとおり定めるとともに、法令、藤沢市監査基準等に基づき監査を実施するものとする。

1 基本方針

本市の事務の管理及び執行等について、合规性、正確性はもとより、経済性、効率性及び有効性の視点により監査等を実施する。

また、組織目的の達成を阻害する要因（以下、「リスク」という。）を識別し、そのリスクの内容及び程度を評価したうえで、リスクが高い項目に監査資源を配分し、効率的かつ効果的に監査を執行するよう努める。

さらに、実態を把握するため可能な限り現場視察を行う。

ただし、急激な社会情勢の変化等の状況によっては、監査資源の配分又は監査計画の見直しを適宜行ったうえで監査を実施する。

2 監査委員が必ず行う監査等

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかを監査する。

（1）定期監査（法*第199条第1項及び第4項）

ア 実施内容

- 部局を単位として3年ごとに実施する。（2年サイクルからの変更）
- 調査項目は、前回の調査における問題点、調査対象課で生じたリスク事案、内部統制制度において想定されるリスク及び事務事業についての情報収集・運用状況の観察等から明らかとなったリスク等を勘案して決定する。
- 内部統制が十分に整備・運用されていることが適正な事務を執行するうえで重要な意義を持つことから、識見監査委員によるヒアリングを実施し、事務事業の課題、問題、効率化に対する取組状況等を把握し、必要に応じて改善に向けた助言を行う。
- 経済性、効率性及び有効性の視点から改善に向けた助言を行う。
- 早期の是正・改善が見込めない課題がある場合は、部局総務課等と連携し意見を行う。
- 監査結果が事務事業の改善に資することとなるように、勧告事項・指摘事項に対する措置状況、改善状況の進行管理（フォローアップ）を行う。

イ 実施時期

9月～10月	11月～12月	1月～3月
総務部	企画政策部	下水道部
教育部・学校	防災安全部	財務部
オンブズマン事務局	道路河川部	農業委員会
		会計管理者

(2) 例月出納検査（法第 235 条の 2 第 1 項）

ア 実施内容

- 現金の出納並びに月末日における預金残高、釣り銭等の保管状況及び公共料金準備金を検査する。
- 歳入及び歳出の執行状況を検査する。
- 資金前渡金（月まとめ分）の精算状況を検査する。

イ 実施時期

- 毎月代表監査が検査し、原則として 4 月（前年 12 月～2 月分）、7 月（3 月～5 月分）、10 月（6 月～8 月分）、1 月（9 月～11 月分）に他の監査委員に結果を報告する。
- 資金前渡金の精算状況の検査は、年 2 回実施する。

(3) 決算審査（法第 233 条第 2 項及び公企法*第 30 条第 2 項）

ア 実施内容

- 令和 5 年度一般会計、北部第二（三地区）土地区画整理事業費ほか 4 特別会計、地方公営企業会計（下水道事業費、市民病院事業）において会計処理が関係法令等の規定に準拠して適法かつ正確に行われ、予算どおりに執行されているか審査する。
- 決算書、政令で定める書類等関係資料が法令の定めるところに従って調製され、適正に表示されているか審査する。
- 財政状況や経営状況について分析し、健全財政に向けた意見を付して「決算審査意見書」を市長に提出する。
- 保有有価証券を実査する。

イ 実施時期

6 月～8 月

(4) 財政健全化判断比率審査（健全化法*第 3 条第 1 項）

ア 実施内容

- 健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率）の算定基礎となる書類の計数の正確性を検証する。
- 健全化判断比率が適正であるかどうかを主眼に実施し、「健全化判断比率審査意見書」を市長に提出する。

イ 実施時期

7 月～8 月

(5) 資金不足比率審査（健全化法第 22 条第 1 項）

ア 実施内容

- 公営企業における資金不足比率の算定基礎となる書類の計数の正確性を検証する。
- 資金不足比率が適正であるかどうかを主眼に実施し、「資金不足比率審査意見書」を市長に提出する。

イ 実施時期

7 月～8 月

3 監査委員が任意に、又は市長等の請求により行う監査等

(1) 行政監査（法第 199 条第 2 項）

ア 実施内容

- 事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか監査する。
- 調査項目は、定期監査の実施状況及び社会環境等を考慮しながら、リスクの内容・程度を検討して決定する。

イ 実施時期

社会情勢や前年度の定期監査結果等から行政監査に付すべき課題が発生していた場合、必要に応じて実施する。

※ 行政監査については、部局横断的に監査を実施する場合も想定し、年度をまたいでの監査とすることも可能とする。

(2) 財政援助団体等監査（法第 199 条第 7 項）

ア 出資団体財務監査

(ア) 実施内容

- 本市が出資や出捐を行っている団体の事業が出資や出捐の目的に沿って適正かつ経済的、効率的、効果的に行われているかどうかを主眼に実施する。
- 本市からの受託業務、補助金の執行が適正かつ経済的、効率的、効果的に行われているか必要に応じて監査を実施する。
- 経営状況の監査については、前年度決算において経営状況の監査実施が望ましいと判断した場合、もしくは監査委員が特に監査が必要と判断した場合に実施する。

(イ) 実施時期

当該団体等を所管する部局の定期監査の実施年度に合わせて実施する。

（本年度は実施しない）

イ 指定管理者監査

(ア) 実施内容

指定管理者が受託した公の施設の管理に係る業務がその目的に沿って適正かつ経済的、効率的、効果的に執行されているかどうかを主眼に必要なに応じて実施する。

(イ) 実施時期

公の施設を管理する部局の定期監査に合わせて実施する。ただし、指定管理者中間評価実施年度の場合は実施しない。

(3) 随時監査（法第 199 条第 1 項及び第 5 項）

監査委員が必要と認めるときは、いつでも財務に関する事務の執行および経営に係る事業の管理を監査する。随時監査については、次の監査を基本的実施する。

ア 工事監査

(ア) 実施内容

実施件数、実施手法については、請負工事総件数を踏まえ別途検討し決定する。

(イ) 実施時期

9月～3月

イ 工事請負契約監査

(ア) 実施内容

契約課が入札執行した工事請負契約から抽出・選定して実施する。

(イ) 実施時期

実施時期については、契約課と別途検討し実施する。

4 その他の監査（法第 75 条、第 98 条第 2 項、第 199 条第 6 項、第 243 条の 2 の 2 第 3 項、公企法第 34 条、法第 235 条の 2 第 2 項、公企法第 27 条の 2、法第 242 条第 5 項）

事後監査請求による監査（住民、議会、市長からの請求）、市長の要求による職員の損害賠償請求に関する監査、指定金融機関等の監査、住民監査請求による監査は、請求や要求に基づいて実施する。

5 その他

監査委員は、監査計画の前提として把握した事象若しくは状況が変化した場合又は監査等の実施過程で新たな事実を発見した場合には、必要に応じて監査計画を適宜修正し、監査を実施するものとする。

令和 6 年度 定期監査に合わせて実施する指定管理者監査（予定）

道路 河川 部	指定管理	藤沢市自転車等駐車場	公益財団法人藤沢市まちづくり協会 所管課：道路河川総務課
		湘南台駅地下自動車駐車場	タイムズ 24 株式会社共同事業体 所管課：道路河川総務課
教育 部	指定管理	藤沢市八ヶ岳野外体験教室	(株)八ヶ岳高原ロッジ 所管課：教育総務課

-
- ※ 法 : 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）
公企法 : 地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）
健全化法 : 地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）